

令和8年度 農地利用状況調査【農地パトロール】実施概要

1 目的

- (1) 相続税納税猶予制度及び生産緑地法等の制度が適用されている農地の管理徹底を図る。
- (2) その他、耕作の用に供されていない農地の利用促進（農地の利用の最適化）を図る。

2 予定

(1) スケジュール

| 時期 | 内容 |
|--------------------|---------------------------|
| ① 6月下旬から7月上旬 | 農地利用状況調査のお知らせ配布 |
| ② 7/17（7月総会） | 事務局から「準備調査」報告書類等交付 |
| ③ 7月下旬から 8月中旬まで | 担当地区ごとの「準備調査」実施 |
| ④ 8/20（8月総会） | 「準備調査」結果を事務局に提出 |
| ⑤ 9/18（9月総会） | 農地利用状況調査（「農地パトロール」）対象農地決定 |
| ⑥ 10月21日～23日 | 農地利用状況調査（「農地パトロール」）実施 |

(2) 実施日

10月21日・22日・23日の3日間

| (月) | (火) | (水) | (木) | (金) |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 21 | 22 | 23 |

(3) 実施時間

午前9時～12時

(4) 実施対象農地

- ① 令和9年度に納税猶予に係る「引き続き証明」の申請が予定される農地
→事前に指導を行うことで、円滑な証明発行を行う。
- ② 各地区の農業委員から指摘のあった肥培管理が不十分な農地、管理状況に農業委員会の判断が必要な農地
→指導を行う。
- ③ 都市農地貸借円滑化法に基づき、農地貸借をした農地
→農地貸借した農地の作付けや肥培管理の状況を確認することで、使用状況を把握する。
- ④ 農地だが近年、作物等を栽培していない農地
→生産緑地だが、作物等を栽培していない農地が見受けられるため、生産緑地の状況を把握する。

(参考) 実施根拠 (農地法抜粋)

(利用状況調査及び指導)

第 30 条 農業委員会は、毎年 1 回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査 (以下「利用状況調査」という。)を行わなければならない。

2 農業委員会は、必要があると認めるときは、いつでも利用状況調査を行うことができる。

第 32 条 農業委員会は、第 30 条の規定による利用状況調査の結果、次の各号のいずれかに該当する農地があるときは、その農地の所有者に対し、当該農地の農業上の利用の意向についての調査を行うものとする。

一 現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地

二 その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地

農業者のみなさまへ

西 東 京 市 農 業 委 員 会

農地パトロールを実施します！

7 月下旬～10 月下旬

農業委員会では、農地法第 30 条に基づき、農地の利用状況調査（『農地パトロール』）を実施します。

この期間に、農業委員や事務局職員が、皆様の畑を訪問し、農地

（生産緑地以外の農地も含む）の肥培管理状況を確認いたします。

ご理解とご協力をお願いします。

- 農地の適正な利用を・・・「農地について権利を有する者の責務」として、「農業上の適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」と定められています（第 2 条の 2）。日頃から、農地の適正な管理についてご理解の程よろしくお願いいたします。
- 農地とは・・・「耕作に用いられる土地」（第 2 条）をいい、生産緑地や生産緑地以外の「宅地化農地」も含まれるものです。
- 「農地利用状況調査」とは・・・農業委員会は、毎年 1 回農地の利用の状況について調査を行うことが義務付けられています（農地法第 30 条）。また、必要があるときは、「いつでも」利用状況調査を行うことができます。